弁護士法人広島みらい流

広島みらい法律事務所ニュース

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル9階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

- 法的サービスをすべての方へ -

第33号(平成25年3月7日号)

時間と法律

日本の法律では、時間の経過に法律上の意味を与えることがあります。たとえば、個人で貸したお金は、返済期限になってから10年以内に返してもらわないと時効により消滅します。また、民法上、人は20歳をもって成年となるとされています。このほかにも、法が時間の経過に法律上の意味を与えているものは数多く存在します。



期間の計算は?

では、10年というような期間は法律上どのように計算するのでしょうか。ここでは、もつとも一般的な民民上の計算方法を少しだけ紹介しまう。たとえば、3月1日に「今日りになら1年間」といえば、期間の始まりにより、翌年の3月1日ではなく3月2日から翌年の3月1日が終了するまでを1年とするのです。10年間であれば10年後の3月1日が終了するまでということですね。

人はいつ歳をとるの?

では、年齢はどうでしょうか。なんとなく誕生日に1つ歳をとるというイメージですが、年齢の計算の場合には、「年齢計算二関スル法律」という法律により「初日不算入の原則」が

適用されず初日を算入するので、ある年の3月1日に生まれた人は、その日が年齢計算の起算日となります。そして、1年の終わりについては、民法により、期間は「起算日に応当すの前日に終わるとされているので、平年であれば2月28日、閏年であれば2月28日、閏年であれば2月28日、世年であれば2月28日、世年であれば2月28日、ときに1つ歳をとるのです。ちょっと難しいですが、法は誕生日の前日が終了することにしているのです。

閏年生まれの人は?

また、閏年の2月29日生まれの人は起算日が2月29日となるので、閏年であれば2月28日が終了することで歳をとります。閏年以外の年には「起算日に応当する日」、つまり2月29日がありませんが、民法はそのような場合、期間は「その月の末日に満了する」としているので、2月の末日である2月28日が終了することにより歳をとることになります。いずれにせよ、2月28日の終了により歳をとるということですね。

計算を間違える前に

このように、民法の期間の計算だけでも難しいのですが、期間の計算方法は、法令や契約の特約などによって異なる場合があるので、専門知識がないと計算を間違えてしまうおそれがあります。迷ったらご自身で判断されず、弁護士にご相談ください。

(深田健介)



法律プチ★クイズ

労働契約法が改正されて、パートやアルバイトなど期間限定で働いている人が平成25年4月1日から数えて〇年以上勤務した場合、希望すれば無期限で仕事を続けることができるようになりました。〇に入る数字は何でしょうか。正解は次号で発表します。

前号のクイズの正解ですが、平成 24年2月29日生まれのたかし君 は、法律上、毎年2月28日が終了す ると1つ歳をとることになります。前記 記事も参考にしてください。



平成25年3月の相談会 ・シンポジウムのご案内

- ●「暮らしとこころの相談会」 3月15日(金)・16日(土) 10時~ 17時 予約不要/相談無料/電話 相談も実施します。TEL:090-489 0-1579/場所:広島駅南口 エー ルエール地下広場/主催:広島弁護 士会
- ●「広島弁護士会シンポジウム 地域とのつながりへキックオフ ~専門家にできること~」 3月16日(土) 14時~17時 予約 不要/参加費無料/場所:サントピア大竹(総合福祉センター)3階多目 的ホール/主催&問合せ先:広島弁 護士会 TEL:082-228-0230

当事務所の本所の弁護士に相談するには、平日の9時~18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時~17時半、土曜日の13時~15時半です。

当事務所では、**尾道支所**(TEL:0848-21-0045)と**大竹支所**(TEL:0827-54-1222)を開設しており、 支所周辺のご相談も積極的に受け付けていますので、お電話で予約して下さい。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 http://www.hiroshima-mirai.com/(『広島みらい 事務所』で検索可) 所属弁護士 : 二國則昭、定者吉人、見之越常治、半澤茜、丸亀日出和、深田健介、工藤ゆかり、

成廣貴子(尾道支所)、滑川和也(大竹支所)